

## OSSライセンスと著作権法の概要

～有償セミナー「OSSライセンスと著作権法」の抜粋になります～

2015年6月12日  
NEC プラットフォームサービス事業部  
プラットフォームソリューション技術部  
OSS推進センター 崎崎章博

NEC License Checked!

### 有償セミナーは、こんなの・・・

1回20名まで50万円の出席セミナー@会議室  
・基本5H  
・100ページ超のテキスト

第1章 OSSは一般に開発者の著作物  
第2章 著作物の利用とは著作権の行使  
第3章 ライセンス違反は著作権侵害  
第4章 OSSライセンスの概要  
第5章 OSSライセンス詳細  
第6章 基本的な対策

著作権・著作権がどういうものか理解いただいてから、著作権行使の許諾として見ると、何が記述されているのか理解できる

NEC License Checked!

### 「GPLでも要求されたら、ソース公開すれば良い」という誤解、意外に多い

製品出荷前に、GPLソースを準備し、要求に応える準備をすれば良い、と誤解

GPLを製品に組込出荷することにより、ソース公開の義務が発生する、と誤解

それでは、既に、著作権侵害してしまっている

NEC License Checked!

## OSSは、一般に、他人の著作物であることを思い出そう。

(第1章) まず、

NEC License Checked!

### 「フリー」な他人の著作物でも、単なる「無料」と「自由」の違い

「フリーソフト50選」などと題したムックの内容は似て非なる3種類のソフトウェアが含まれている

### OSSとフリーウェア/PDSを区別しよう

- 著作権のあるなし
- ソースコードの公開が非公開か

	OSS オープンソースソフトウェア (自由ソフトウェア)	フリーウェア (フリーソフト)	PDS パブリックドメインソフトウェア
著作権	有	有	無
ソースコード	公開	非公開	公開/非公開
例	Linux, Apache, etc.	Acrobat Reader, etc.	qmail, SQLite, etc.

NEC License Checked!

### 著作権は、他人に無断で利用されない権利

著作権は、特許権・商標権などと同じく、知的財産権の一つ

「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される、「他人に無断で利用されない」といった権利

他人に無断で出版(のような行為を)されない権利

この行為をだまかに「頒布」と呼ぶ

NEC License Checked!

### 著作権の話をもう少し詳しく

著作物の「利用」とは「著作権の行使」

NEC License Checked!

### 著作物と発明の違いは、伝達手段が伝達対象か

著作権法入門、有斐閣、2009、P8

- 鳥辺 良 (神戸大学教授)、上野 達弘 (立教大学准教授)、横山 久芳 (甲斐学院大学教授) / 著
- 特許権は伝達される対象であるアイデアそのもの(のう技術上のそれ)を保護する
- 著作権はあるアイデアをどのように伝達・表現するのかという手段面に関する創作を保護する

NEC License Checked!

### GPLは、「契約」ではなく、「著作権」のライセンス

しなければならない事が違うと言っているのではない道理が違う。

手順として考えるのではなく、他人の権利を侵害しないようにする。他人の権利を行使しても許される条件を満たすように考える。

他人の権利	所有権	著作権
他人の権利の行使	商品の持ち出し	GPLの著作物の頒布(複製)
行使が許される条件1	現金支払い	ソースの添付
行使が許される条件2	約束手(ソク、カード支払い)	ソース提供する旨の申し出の添付
条件を満たさず行使	窃盗(万引き)	著作権侵害(GPL違反)

NEC License Checked!

### 日本国著作権法の概観

http://law.e-gov.go.jp/hitmidata/S45/S45H0048.html

著作権の種類

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞臺又は演劇の著作物
- 四 絵画、図画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地誌又は学術的な性質を有する図説、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 写真の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

著作権の行使

複製権、譲渡権、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利、公表権、翻訳権

OSライセンスの条文

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。著作権の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

NEC License Checked!

### ライセンス違反は著作権侵害

NEC License Checked!

### 他人の著作権を侵害する犯罪行為例

放送(映像)のケース

ネット局 → 放送者 → 視聴者

放送者: 複製権侵害! (録音・複製)

視聴者: 複製権侵害! (録音・複製)

OS公開者のケース

公開者 → 御社 → 顧客

公開者: 複製権侵害! (複製)

顧客: 複製権侵害! (複製)

これを許諾する条件がOSSライセンス条文です

→ Pkgソフトのライセンスとは、許諾する行為が違う

NEC License Checked!

### 著作権行使の許諾(=ライセンス)と理解して各OSSライセンスの条文を読むと誤解しない

(第4章)

NEC License Checked!

### その前に、結合著作物とは、分離可能著作物といえるもの

※日本国著作権法上には記載が無いので、言及できない弁護士が多い

歌詞と曲を結合した歌謡曲など一般的な概念

- 作詞家と作曲家は、その処分や利用に関しお互いに制限を受けない。
- 作曲家の許諾無しに歌詞を出版社に複製許諾できる
- 作詞家の許諾無しに曲をBGMMに使用許諾できる

歌謡曲を出すときは、作詞家・作曲家両方の許可が必要→両方の二次的著作物

GPL/LGPLのプログラムと全体のプログラムを構成するプログラムなど

- Bとglibcは、その処分や利用に関しお互いに制限を受けない。

ライブラリを利用する著作物 → B作成ソース → Bのオブジェクト → 実行形式

ライブラリを基にした著作物 → glibcソース → glibcライブラリ → 2つの著作物の結合著作物

歌謡曲と同様に両方の許可(ライセンス条件を満たす事)が必要

NEC License Checked!

### OSSライセンスを4タイプに分類してみる

- ソースの開示 (OSS自身) + ( ) (GPL OSSとの結合著作物)
- リバースエンジニアリングの許可 (LGPL OSSとの結合著作物)
- ドキュメントに必要な記載 (BSDタイプに限らず、バイナリ頒布のみの場合の多)

OSSライセンスタイプ	OSS自身の扱い	その他の扱い
BSDタイプ	バイナリ形式のみの頒布可	ソース開示しないならば、ドキュメントへ記載が必要 ③
MPLタイプ	バイナリ形式のみの頒布不可	
LGPLタイプ	バイナリ形式のみの頒布可 ソース開示が必要	結合著作物のリバースエンジニアリングの許可が必要 ②
GPLタイプ	バイナリ形式のみの頒布不可 ソース開示が必要	結合著作物もGPL条件でのソース開示が必要 ①

R.M.Stallmanのプリンタドライバのエピソード

NEC License Checked!

### 他人の著作権を侵害しないための許諾条件:PostgreSQL

download PostgreSQL → 御社 → 顧客

顧客: 複製権侵害! (複製)

これを許諾する条件がOSSライセンス条文です

バイナリでも見える形になっている

全ての複製(in all copies)に、以下の3つが現れる(appear) (the above copyright notice)

- 著作権表示 (the above copyright notice)
- 本条項 (this paragraph)
- 以下の2項 (the following two paragraphs) 免責条項

求めているのは、やるべき「アクション」ではなく、「状態」。

NEC License Checked!

# The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい (1/2)

ソースコード形式であれバイナリ形式であれ、変更の有無に関わらず、以下の条件を満たす限りにおいて、再配布および使用を許可します:

- このプログラムの著作権は、著作権つまり開発者が専有しており、第三者は再頒布 (redistribute) することは出来ません。
- しかし、「以下の条件を満たす限りにおいて、許可します。」
- それが「ソースコード形式」(の頒布)であれ「バイナリ形式」(の頒布)であれ許可します。
- 例えば、それらが「変更されていたとしても」変更の有無に関わらず許可します。

# The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい (2/2)

1. ソースコード形式で再配布する場合、上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定を必ず含めてください。

- あなたが頒布しようとしているプログラムが「ソースコード形式」の場合は、
- そのソースコードに元々あった「上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定」を削除せずに、**譲渡 (retain)** おかねばならない。

2. バイナリ形式で再配布する場合、上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定を、配布物とともに提供される文書 および/または 他の資料に必ず含めてください。

- あなたが頒布しようとしているプログラムが「バイナリ形式」の場合は、
- そのソースコードに元々あった「上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定」は、受領者に見えなくなるから、それを受領者に見える (appear) ように、「配布物とともに提供される文書 および/または 他の資料」に「再掲 (複写、reproduce) しなければならぬ。

一度に二条項の実施が要求されているのではない!

# GPLv2 第1条は、ソースコードの頒布条件 -FreeBSDの第1条相当

1. それぞれの複製物において適切な著作権表示と無保証を目立つよう適切に掲載し、またこの許諾書および一切の保証の不在に懸念をすべてをそのまま押し、そしてこの許諾書の複製物を「プログラムの」いかなる受領者にも「プログラム」と共に頒布する限り、許諾条件

- あなたが「プログラム」のソースコードの複製物を、あなたが受け取った通りの形で複製または頒布することができる。

「このプログラムの著作権は、著作権つまり開発者が専有しており、第三者は再頒布 (redistribute) することは出来ないが、あなたが頒布しようとしているプログラムが「ソースコード」の場合は、あなたが頒布しようとしているプログラムに「上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定」を削除せずに、譲渡 (retain) おかねばならない。

その許諾条件は以下の通り: 複製物の各プログラムに掲載されている「適切な著作権表示と無保証を目立つよう適切に掲載」のままとする。複製物の各プログラムに掲載されている「許諾書に懸念を通知」一切の保証の不在に懸念を通知し、それをそのまま押し。この許諾書の複製物を「プログラム」のいかなる受領者にも「プログラム」と共に頒布する。

# GPLv2 第3条は、バイナリの頒布条件 -FreeBSDの第2条相当

3. あなたは上記第1条および2条の条件にない、許諾条件1) プログラム「(ソースコード)」をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することを可能にする。ただし、その場合あなたは以下のうちどれか一つを実行しなければならぬ。

- a) 著作物に、「プログラム」に対応した完全かつ機械的読み取り可能なソースコードを添付する。(中略)
- b) 著作物に、「(中略) ソースコードを、(中略) 提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える。(以下省略)

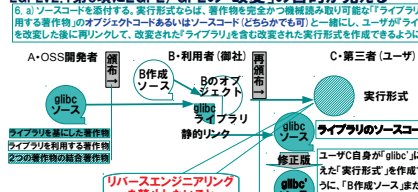
「このプログラムの著作権は、著作権つまり開発者が専有しており、第三者は再頒布 (redistribute) することは出来ないが、あなたが頒布しようとしているプログラムが「オブジェクトコードないし実行形式」の場合は、以上の2条件を満たす限り、可能です (許諾します)。」という条件を述べている。

許諾条件1は、第1条の許諾条件のうち、バイナリで実施するのは「この許諾書の複製物を「プログラム」のいかなる受領者にも「プログラム」と共に頒布する」のみ許諾条件2は、バイナリに「ソースコードを添付する」が「ソースコードを、(中略) 提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える」

## 結合著作物に関する詳細と新たな問題

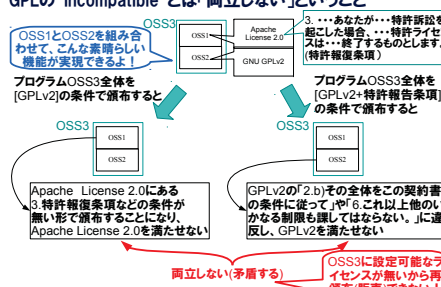
(第5章)

### LGPLv2.1第6項に「LGPL/GPLの「改変」の目的が見える



6. その著作物をあなたが過した条件の下で頒布することである。またその場合、あなたの条件は顧客自身の利用のための著作物の改変を許可し、またそのような改変をデバッグするためのリバースエンジニアリングを許可してはならない。

### GPLの「incompatible」とは「両立しない」ということ



## 基本的な対策例

(第6章)

## すべて自社開発のつもりが、納品物にGPLのリスク

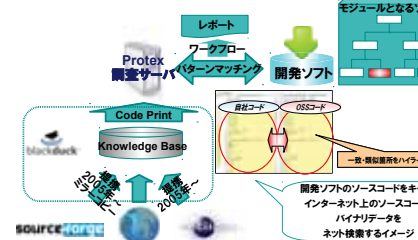


\*1:2009年12月の14社の訴状を見ると、SFLCの「ソースは?」という問い合わせに、拒否または無視したため提訴したとある。

「OSSなど使っていない」と思っているだけで「確認していない製品は、訴訟対応が出来ないのでは?」

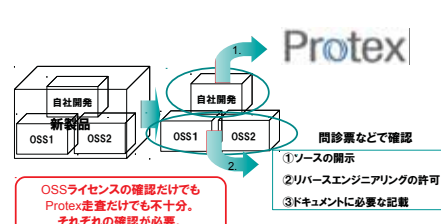
## 「OSSを利用していないこと」を確認するProtex

→ 自社開発ソフト中の思わぬOSSコードの流用を出荷前に検出

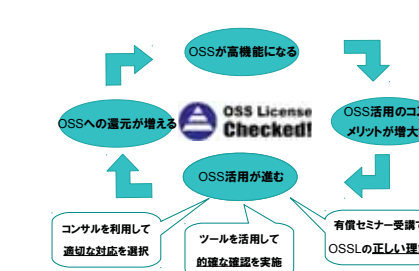


## 自社開発にProtex, OSSは個別に確認しましょう

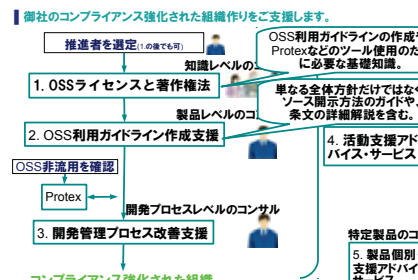
1. 自社開発のところをProtexに掛け、OSSが検出されないことを確認する
2. 利用しているOSSのライセンス条件を満たしているか確認する



## OSSの正のスパイラルに乗って共に成功の道へ



## OSSライセンス・コンプライアンス コンサル へ



## 「OSSの使い方を定めたルール」という表現に含む誤解

「ルール」=「規約」の抽象レベルを間違えやすい

- 「社会のルール」という言葉がある
- 「人を殺してはいけません」
- 「物を盗んではいけません」など
- どこかにそのような明文文化されているか?
- 憲法において基本的人権を規定
- 民法で物権・所有権を規定
- 何をしたら、人権を侵害しないか
- 何をしたら、人権を侵害しないか、という手順では規定されていない

「著作権」も同じ

●多くの人、物に関わる何十年、何百年と有効なルールは、手順ではなく、個々の権利を規定し、他人の権利を侵害しないことをルールとする。権利を侵害しない範囲で自由な経済活動が保証されている。

## OSSライセンス・コンプライアンス コンサルティング・サービス:

<http://jpn.nec.com/oss/ossic/>

Protex: <http://jpn.nec.com/oss/protex/>



Empowered by Innovation

